

河南小学校いじめ防止基本方針

1. いじめ問題への基本姿勢 ー学校ビジョンー

(1) いじめを捉える視点 (平成18年度 文部科学省調査より)

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

「いじめ」とは、「**当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの**」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係にある者を指す。

※「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」、「インターネット上での誹謗中傷」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

※「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、物を隠されたりすることなどを意味する。対等なけんかは含まない。

(2) いじめを生まない学校づくり

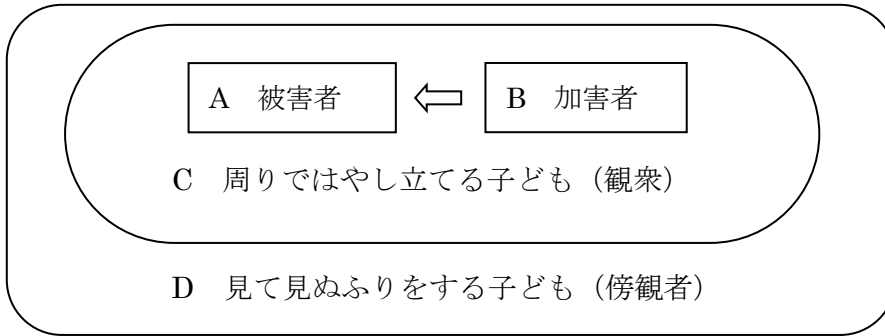
- ①「ほめる・認める・任せる」指導・声かけにより、児童が「自分も一人の人間として大切にされている」と児童が感じられるようにする。
- ②自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる人間関係を育む。
- ③児童が自ら考えて選択・決定できる場を作り、自己指導能力を育成する。
- ④お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を安全に送れるような風土を作る。
- ⑤「いじめは絶対許されない」という意識を、学校教育全体を通して児童一人ひとりに徹底していく。
- ⑥「いじめはどこでも起こりうる」ということを全教職員が認識し、発生した場合には一人一人が抱え込まず組織的に迅速に対応していく。

2. いじめの理解

(1) いじめの態様

- ・言葉でのおどしや冷やかし、からかい
 - ・集団から無視される
 - ・仲間はずれにされたり、不自然に机や椅子が離されたりしている
 - ・暴力行為を受ける
 - ・遊びのふりをしてボールをぶつけられる
 - ・持ち物を隠されたり、作品や机に落書きされたりする
 - ・お節介、親切の押し付けを受ける
 - ・インターネットやメール等への悪口の書き込みをされる
 - ・自分の持ち物でないものが、机やロッカーに入れられている
 - ・たかりをされたり、使い走りをされたりする
 - ・係決めなどで、ふざけ半分に推薦される
 - ・持ち物を傷つけられたり、虚偽のうわさを流されたりする
- 等

(2) いじめの構造



※AとBの関係は逆転する場合もある。

※観衆や傍観者の立場にいるCやDの子どもも、いじめを助長していることを認識する。

3. いじめの未然防止

(1) 基本的方策

- ① 学習規律の徹底（きちんと授業に参加）
- ② 学力の定着（基礎的な学力を身につける）
- ③ 風通しのよい学級づくり（担任による居場所づくり，児童同士の絆づくり）
- ④ 自己有用感を感じられる言葉かけ，場の設定（認められている実感）
- ⑤ 日頃からの表情，態度の観察→「いじめの早期発見チェック」
- ⑥ 「いじめアンケート」の活用
- ⑦ 「ほめる・認める・任せる」ことによる児童の自己存在感や自己肯定感の向上

(2) いじめ防止年間基本計画

月	具体的な取組	
4月	いじめ対策委員会①（方向性の共有）	(各月) ・出来事記録シート (Excel) を用いた情報共有 ・気軽に相談や情報共有ができる風通しの良い雰囲気 ・「いじめアンケート」(紙媒体) ・児童理解の会における情報交換 ・「今いじめられている」⇒認知し、いじめ対策委員会⇒家庭訪問で被害児童・加害児童の保護者に報告を行う。
5月		
6月	いじめ対応アドバイザー研修① (学校の様子・いじめの認知について)	
7月	生活アンケート (スクタン) 学校評価アンケート	
8月	いじめ対策委員会② (1学期の反省と2学期の方向性・取組)	
9月		
10月		
11月	人権教育週間を生かした人権尊重の啓発	
12月	生活アンケート (スクタン) 学校評価アンケート いじめ対策委員会③ (今年度の反省)	
1月	いじめ対応アドバイザー研修② (事例検討)	
2月	生活アンケート (スクタン)	
3月	いじめ対策委員会④ (来年度の方向性・取組)	

※いじめ対策委員会は実態に応じて開催する。

4. いじめ発見のポイント

(1) 学校でわかるいじめ発見のポイント

教職員は、データで児童の様子を記録し、共有する。

児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

発見する機会	(特に変化が見られる点)	
	○いじめられていることをにおわせるサイン ◎すぐに指導や対応を必要とする現象	
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがち	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○健康観察時の声が小さい
授業の開始時	○忘れものが多くなる ○用具、机、いすが散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授業中	○保健室によく行くようになる ○ふざけた質問をする ◎正しい答えを冷やかされる ◎ひどいアダ名で呼ばれる ◎グループ分けで孤立することが多い	○不真面目な態度で授業を受ける ○テストを白紙で提出する ○席を離される ◎発言に対し、しらけや嘲笑が見られる
休み時間	○一人でいることが多い (別に一人でいることが悪いわけではない) ○わけもなく階段や廊下を歩いている ○遊びの中で孤立しがち ○仲良しでない子とトイレに行く ◎プロレスごっこで負けることが多い	○用もないのに職員室に来る ○遊びの中でいつも同じ役をしている ◎集中してボールを当てられることが多い
給食時間	◎食べ物にいたずらをされる ◎その子が配膳すると嫌がれる	◎嫌われるメニューを多く盛られる ◎好きな物をだれかに譲る
清掃時	○さぼることが多くなる ◎目の前にゴミを捨てられる	○人の嫌がる仕事を一人でする ○机やいすがぼつんと残る
放課後	○急いで一人で帰宅する ◎衣服が汚れていたり髪が乱れたりしている	○用事がないのに学校に残っている ◎顔にすり傷や鼻血の跡がある
その他	○寂しそうな暗い表情をする ○独り言を言ったり急に大声を出したりする ○日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる ◎持ち物、靴、傘などを隠される ◎飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする	○手遊びが多くなる ○何事にも意欲を失う ◎刃物など危険なものを所持する ◎下足箱に嫌がらせの手紙が入っている

(2) 家庭でわかるいじめ発見のポイント

観察の視点 (特に変化が見られる点)
○衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている
○風呂に入りたがらなくなる
○学用品や所持品が紛失したり、壊されたりする
○食欲がなくなったり、体重が減少したりする

- 寝付きが悪くなったり、言葉数が少なくなったりする
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする
- 親や兄弟に反抗したり、八当たりしたりする
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする
- 刃物を隠し持つことがある
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言いだしたりする
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余計な金品を要求したりする
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者のよく訪ねてくる
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る
- 「どうせ自分はだめだ。」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする

(3) 地域社会との連携

学校におけるいじめの未然防止や対処の方針・指導計画を公開し、保護者や地域住民の理解を得られるように努めていく。

5. いじめに対する措置

(1) いじめの早期発見・早期解決のために

教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会や生徒指導主事などに報告を行わないことが、事案の重大化を招き、「いじめの防止等のための基本的な方針」の第23条第1項に違反し得ることを十分に理解する。

(2) いじめの発見から解消への道筋

- ①第一発見者・対応者が可能な限り、その状況をやめさせる
(暴力行為があった場合は、加害者、被害者をそれぞれ違う別室に避難させる)
- ②いじめられていた子やいじめをしていた子、その様子を見ていた子から話を聞き、事実を把握する
- ③いじめ対策委員会を発足させ、以下を検討する。
 - A 事実確認
 - B いじめとして認知するかどうかの見当
 - C 指導の方向性及び役割分担
- ④ 加賀市教育員会・全教職員と情報を共有する
- ⑤ 関係児童の保護者へ、事実と今後の指導方針や指導したことを伝える
- ⑥ 児童や保護者への声掛けなど、指導後も継続して状況の把握に努める
- ⑦ 全教職員で経過を共有する

(3) いじめられている児童への対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた児童、いじめられた児童への個別の指導を徹底するとともに、双方の家庭を訪問し、いじめの実態や経緯などについて伝える。また、家庭の協力を求めていくことも大切である。

- ① いじめられている児童を必ず守るという姿勢を明確にし、担任、養護教諭などの誰かが必ず相談相手になることを伝える。そして一人で悩まず、困ったことがあれば信頼できる誰かに相談することを十分に指導する。
- ② いじめの事実関係を正しく把握する必要があるが、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図ることを第一とする。
- ③ いじめた児童を謝らせたり、仲直りの握手をさせたりすることも必要だが、それだけで問題が解決したという考えは持たず、その後の行動や心情を継続して見守る。
- ④ 児童の長所を積極的に見つけ認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせていく。

※いじめられている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置などを、保護者と相談しながら弾力的に対応していく。

(4) いじめている児童への対応

- ① まず、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分に理解させ、いじめが人間として絶対に許されない行為であることを分からせる。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が表面に出てこないことがある。いじめの集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、具体的な例も示しながら、いじめは犯罪であることを理解させていく。
- ⑤ いじめた児童の不満や充足感を味わえない心理などを十分に理解し、人間関係や生活体験を豊かにする指導を、根気強く継続して行う。
- ⑥ 教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくない。継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。

※十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている児童を守るために、いじめる児童の保護者に対する出席停止措置や警察などの協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった児童には、立ち直りのための個に応じた指導をしていく。

(5) いじめをはやし立てる児童やいじめを見て見ぬふりをしている児童への対応

- ① はやし立てることはもちろん、見て見ぬふりをすることも、いじめに加担したことになることを十分に理解させ、どうしてそのようにしてしまったのか、よく考えさせる。
- ② その上で、いじめられていた子に対し、どう行動したらよいかも考えさせ、実行させる。

- ③担任は複数で、実態に応じていじめに関する事実を児童たちに伝える。そして、いじめが起きないようにするために、どのような行動をしていくか話し合い、学級全体で取り組んでいく。

(6) いじめられている児童の保護者への対応

- ①いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応を心がける。
- ②いじめ対策委員会を開き、情報共有及び今後の方針を検討する。
- ③直接会い、話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の気持ちで来校する保護者の気持ちを十分に受け止め、対応策を協議する。また、学校として、いじめられている児童を守り通すことを伝える。
- ④いじめについて、学校が把握している実態や経緯を隠さずに保護者に伝える。
- ⑤学校での様子を定期的に家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ※必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。

(7) いじめている児童の保護者への対応

- ①いじめの事実を正確に伝え、指導の方針やその時の様子などを共有する。
- ②自らの言動をふりかえって反省し謝罪することができたことなどを認め、保護者と連携しながら児童のこれからを共に見守っていきたいことを伝える。

6. いじめの解消の要件

いじめが解消している状態とは次の2つの要件が満たされていることとする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
(被害児童生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する)

7. 取組に対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、心理検査Q-Uやいじめアンケートを使ってPDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 学級経営やいじめ防止に関する項目を盛り込んだ教職員によるアンケート及び保護者への「学校評価アンケート」を7月と12月に実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

8. 校内いじめ対策委員会と外部人材の活用

- (1) 校内のいじめ対策委員会は、校長、教頭、教務、生徒指導主事、担任、養護教諭、SCで構成する。
- (2) 学校におけるいじめの問題への対応力向上を図るため、年2回、いじめ対応アドバイザーを招聘し、必要な指導・助言をいただく。また、いじめが起きた場合、その事案に応じて、生徒指導サポーター派遣事業や生徒指導課題相談員派遣事業を活用する。